



HPVワクチン (子宮頸がん予防ワクチン) 接種について



子宮頸がんとはヒトパピローマウイルス(HPV)

子宮頸がんは、女性の子宮頸部にできるがんのことです。

子宮頸がんの発生にはヒトパピローマウイルス(HPV)と呼ばれるウイルスが関わっています。このウイルスは子宮頸がんの患者さんの90%以上で見つかることが知られており、HPVが長期にわたり感染することでがんになると考えられています。なお、HPVは一般に性行為を介して感染することが知られています。

公費によるHPVワクチン接種の対象者

- ・小学校6年生から高校1年生の女子
- ・キャッチアップ接種対象者

(平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの女性の方で令和4年4月～令和7年3月の3年間にHPVワクチンを合計3回接種されていない方)

※キャッチアップ接種の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。



厚生労働省ホームページ

HPVワクチンの種類と接種間隔について

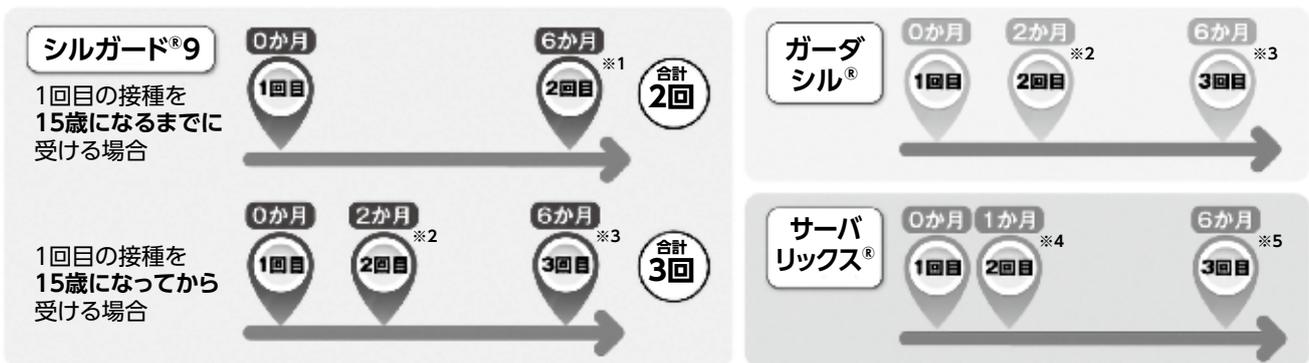
現在、日本国内で使用できるワクチンは、2価ワクチン(サーバリックス)、4価ワクチン(ガーダシル)、9価ワクチン(シルガード9)の3種類です。

令和5年4月から、シルガード9も定期接種の対象として、公費で受けられるようになりました。

一定の間隔をあけて、同じワクチンを合計2回または3回接種します。接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数が異なります。どのワクチンを接種するかは、接種する医療機関に相談してください。

3種類いずれも、1年以内に規定回数の接種を終えることが望ましいとされています。

【標準的な接種スケジュール】



- ※1 : 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。
- ※2・3 : 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※2)、3回目は2回目から3か月以上(※3)あけます。
- ※4・5 : 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上(※4)、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上(※5)あけます。

HPVワクチンの副反応について

HPVワクチン接種後に見られる主な副反応として、発熱や接種した部位の痛みや腫れなどの症状が起こることがあります。また、まれに重い症状(重いアレルギー症状、神経系の症状)が起こることがあるとされています。

詳しくは、

厚生労働省 ヒトパピローマウイルス感染症

検索

◆問い合わせ先 福祉保健課 保健担当 ☎ 0748-52-6574

みんなで支えあう

国民健康保険

8月1日から

国民健康保険の被保険者証が新しくなります

国民健康保険(国保)被保険者証は8月に更新されますので、有効期限が令和5年7月31日となっている被保険者証(紫色)は使用できなくなります。8月1日からご使用いただく被保険者証(桃色)を7月中に簡易書留郵便で発送しますので、病院などへ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や、住所・氏名などに変更がある場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

他の健康保険に加入していませんか

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いた場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で手続きをしてください。

健康保険証はマイナンバーカードと一体化されます

就職や転職、引っ越しをしても、新しい健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで受診ができます。(オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局に限りです。)

マイナンバーカードを利用すると、自身のお薬の履歴や過去の特定健診情報等の提供に同意したうえで、医師等から正確な情報に基づいた総合的な診断や、重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

2024年秋に健康保険証は廃止されます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前に登録が必要です。詳しくはマイナポータルをご覧ください。



マイナポータル

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

現在

福祉医療費受給券をお持ちの方へ

現在お持ちの福祉医療費受給券は、7月31日で有効期間が満了となります。

8月以降も引き続き受給資格がある方には、7月下旬に新しい受給券を送付します。なお、新しい受給券がお手元に届いていない場合や住所・氏名などに変更があった場合は、すみやかに住民課保険年金担当までご連絡ください。

*新たに対象となる方や確認が必要な方には、個別に申請書などを送付しますので、必要書類を添えて手続きをお願いします。

◎乳幼児の受給券は就学前の3月末、小学生の受給券は中学校卒業の3月末まで有効期間が満了となります。

注意

保育所・学校などで加入している「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の対象となる受診について、当町では災害共済給付を優先いただいておりますので福祉医療費受給券を使用されないようお願いいたします。受給券を使用されると保護者の方から福祉医療分を返金していただくこととなりますので、ご注意ください。



◆提出・問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584